

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況（H27.4.1 208か所）

① 同一の地区担当が緊急介入からその後の支援まで継続して対応している。	64%
② 緊急介入とその後の支援で担当を分けている	21%
③ 事例によっては、緊急介入とその後の支援で担当を分けている	15%

介入と支援を分離している児童相談所の対応例

- ・虐待対応チーム(班)を設置し、受理、初期対応から援助方針の決定までを虐待対応チーム(班)が対応し、その後の支援を地区担当が対応。
- ・課で担当を分け、緊急介入は初期対応担当課が対応し、その後の支援を地区担当課が対応。
- ・係で担当を分け、緊急介入は初期対応担当係が対応し、その後の支援は地区担当係が対応。
- ・児童虐待通告に関する調査、一時保護等の初期対応を行う虐待班、在宅指導、施設入所及び里親委託児童を担当する地域班、被虐待児の心理的ケア及び保護者指導等を行う心理支援係に分け、専門性・特徴を活かした援助を行う。

実施自治体が考えるメリット・デメリット

《メリット》

- ・迅速な初動体制が確立できる。担当者の負担軽減。
- ・担当者が変わることにより、保護者の児童相談所に対する感情が落ち着き、その後の支援がしやすい。
- ・危機介入や重篤事案に特化した虐待対応が出来る。

《デメリット》

- ・担当者を引き継ぐタイミングが難しい。
- ・担当者によって対応の差異が生じることがある。保護者との関係の作りなおし。
- ・児童福祉司が初期対応の仕方を身につけることができない。